平成２４年（フ）第１２８６号
千葉県市原市八幡石塚２丁目17番地16　グリフィン市原103、申立時の住所千葉県市原市西広６丁目５番地13　ビルトイイオ103号
債務者　鈴木　健治
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６８号
千葉県八千代市八千代台西６丁目14番地１
債務者　米良　貴雄
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２４号
岡山県倉敷市福田町古新田790番地４
債務者　西原　幸子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
高知市大津甲864番地１　第13つくもコーポ203
債務者　服部美智代
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６２号
高知市東城山町41番地１　シャーメゾンフレスコ102
債務者　水野みゆき
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６３号
高知市朝倉己87番地21
債務者　弘田　功子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７１号
高知市中万々70番地17　小島マンション203
債務者　國友　浩一
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８１号
高知市知寄町１丁目１番23号　ハウス玉屋303号
債務者　粕谷　真希
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５７号
鹿児島県鹿児島市武３丁目21番５号　新地アパート202号
債務者　福元　恵子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３５５号
札幌市西区平和１条10丁目１番２号
債務者　高見ゆかり
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２７号
札幌市手稲区新発寒５条７丁目１番54号　クチュール新発寒102号
債務者　森井　正彦
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５２７号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目29番６号　アプリコット102号
債務者　岩佐　幸彦
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４号
北海道名寄市東４条北６丁目４番地
債務者　浅倉　将昭
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２５年（フ）第５号
北海道名寄市東４条北６丁目４番地
債務者　浅倉　千鶴
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２５年（フ）第７号
山形県酒田市両羽町４番地の１
債務者　松浦　麗子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第４２号
群馬県前橋市天川大島町80番地４
債務者　森嶋　政人
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４３号
群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田654番地
債務者　森田　　尚
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係